慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	取得原価主義会計論の理論構築の在り方をめぐって(1)
Sub Title	Theory construction of historical cost accounting (1)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2007
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.50, No.1 (2007. 4) ,p.133- 153
JaLC DOI	
Abstract	会計学説（とりわけ我が国の会計学説）には，論証の意識がきわめて稀薄である。もっとも，現代の会計学説の場合には，意思決定に役立つという規範的な意識に原因があるとみてよいであろう。しかし，意思決定有用性が支配的になる以前の伝統的会計学説においても，論証意識の欠如が，著しいのである。こうした論証意識の欠如が，他の諸学説との比較検討を妨げ，会計理論の進展を阻害していたように筆者には思われるのである。そこで，藤井秀樹著『現代企業会計論』を取り上げ，この点を解明することとしたい。本稿では，まず藤井理論の内容を紹介するととしたい。
Notes	商学部創立50周年記念 = Commemorating the fiftieth anniversary of the faculty 論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20070400-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
第50巻第１号
2007 年 4 月

2007年２月１日掲載承認

取得原価主義会計論の理論構築の在り方をめぐって（1）

笠　井　昭　次

＜要　　約＞
会計学説（とりわけ我が国の会計学説）には，論証の意識がきわめて稀薄である。もっとも，現代の会計学説の場合には，意思決定に役立つという規範的な意識に原因があるとみてよいであろう。しかし，意思決定有用性が支配的になる以前の伝統的会計学説においても，論証意識の欠如が，著しいのである。こうした論証意識の欠如が，他の諸学説との比較検討を妨げ，会計理論の進展を阻害していたように筆者には思われるのである。そこで，藤井秀樹著『現代企業会計論』を取り上げ，この点を解明することとしたい。本稿では，まず藤井理論の内容を紹介するととしたい。

＜キーワード＞
収益費用アプローチ，資産負債アプローチ，オフバランス取引のオンバランス化，取得原価主義会計の本質，価値判断，現金収支と原因事象，現金等価物，売掛金，未収利息，オプション資産

会計学説，とりわけ我が国のそれには，その主張の妥当性を論証しようという意識が，きわめて稀薄であるが，そうした傾向は，意思決定有用性に基づく規範理論的な色彩の濃厚な現代の会計学説（この点については，拙稿「主観のれん説の総合的検討――資産の評価規約（4）――」『三田商学研究』第49巻第７号を参照されたい）にとどまらない。伝統的な取得原価主義会計論についても，格別に論証といったことがなされているわけではなく，仮説性の意識など，汲み取れないからである。したがって，その原因についても，問われなければならない。結論的には，伝統的会計理論（取得原価主義会計論）の場合には，ポパーが言うところの方法論的本質主義に類した立場に基づいた理論構築に，その原因が帰せられるのではないかと筆者は考えている。もっとも，方法論ということなどきわめて軽視されている我が国の会計学研究においては，こうした方法論的立場が意識的に採用される，ということなどあり得ない。ただ，論者の主張の在り方からみて，結果的に，そのように解釈せざるを得ないというにすぎない。

それはともかく，藤井秀樹著『現代企業会計論』における取得原価主義会計論は，方法論的本質主義に基づいて構築された典型的な会計学説に属すると思われる 。そこで，ここでは，その取

得原価主義会計論を取り上げ，仮説性の認識の欠如および論証意識の欠如の問題を俎上に載せることにしたい。まずⅠにおいて，藤井の主張の概要を述べ，検討すべき課題を整理しよう。

1　藤井理論の概要

藤井の主張は，不敏な筆者にとって必ずしも理解容易ではないが，筆者の理解し得たかぎりのことを纏めておこう。なお，本稿で取り上げる藤井の文献は，藤井［1997］（上記の藤井秀樹著『現代企業会計論』）だけなので，それからの引用は，すべてページ数を付記するにとどめる（逆にいえば，ページ数だけが付記されているのは，すべて藤井［1997］からの引用文である）。

(1) 藤井理論の基本的立場

まず研究目的については，「会計規制および会計実務の今後のあり方を見通すことは，こんにちの会計学研究に突きつけられた最も重要な研究テーマの１つである」（166ページ）と述べられているが，こうした表現からすれば，藤井の意図は，会計規制および会計実務の，今後の在り方を見通すことにあるとみてよいであろう。藤井［1997］には，「会計規制（の動向）」という表現が頻出しているので，会計規制ということに，格別の関心があるようである。このような会計規制の今後の見通しに対する関心の強さからすれば，おそらく，藤井の研究は，現に存在する会計実践の解明といった説明の側面（筆者の視点からすれば，科学的研究ないし説明理論的研究）にではなく，その将来の動向という規範的な側面（筆者の視点からすれば，政策論的研究ないし規範理論的研究）にあるというようにも理解できそうである。

それはともかく，問題は，そうした「今後の在り方」の具体的内容であるが，その点は，次のように述べられている（188ページ）。

> しかし，ここで想起されるべきは，現在，FASB をはじめとする諸外国の有力な会計基準設定機関の主導によって，会計規制の基礎をなす会計観の転換が世界的規模で進みつつある（かに見える）ということである。この転換は，本章において繰り返し言及してきたように，収益費用アプローチ（すなわち B モデル的会計測定）から資産負債アプローチ（すなわち A モデル的会計測定）への転換という方向性を有している。

このように，具体的には，収益費用アプローチから資産負債アプローチへの転換についての見通しを示すことに，藤井の目的があるようである。すなわち，今日，伝統的な取得原価主義会計の限界が露呈し，時価の導入が強力に主張されており，我が国でも，少なくとも制度的には，取得原価と時価（およびアキュムレーション法に基づく増価）とが併存する併存会計になっている。

しかし，問題は，こうした取得原価主義会計論から併存会計論への推移の理論的根拠であるが，一般的には，取得原価主義会計論をもって収益費用観に準拠した理論体系とみなしたうえで，収益費用観から資産負債観への転換に，時価導入（併存会計論）の理論的根拠が求められているよ

うである。藤井は，こうした一般的立場に対して種々の批判を試みているが，筆者の視点からするかぎり，大きな流れからすれば，藤井もまた，こうした一般的な立場にたっているとみてよいであろう。

すなわち，こうした転換を促した契機としては，未履行契約やデリバティブに関するオフバランス取引の生成に求められているが，藤井によれば，この問題は，収益費用観から資産負債観への転換により，「一挙に，しかも理論的に首尾一貫した認識･測定操作にもとづいて，解決される」（149～150ページ）とみなされているのである。「オフバランス取引は，資産負債観によってのみ解決され得る」ということが信じられてしまっているという点では，藤井の立場は，一般的見方と何ら異なるところはない。ただ，一般的見方が，資産負債観に基づく時価評価等を，収益費用観（取得原価主義会計論）における認識基準の拡大化（拡大された実現基準，あるいは実現基準の要件を緩めた実現可能基準）によって正当化しようとしているのに対して，藤井は，収益費用観（取得原価主義会計論）における現金概念の理論的拡張によって正当化しなければならないとみなしている点で，異なっているにすぎない。

藤井は，そうした異質性を強調するのであるが，しかしながら，一般的見方も藤井の立場も，「オフバランス取引の問題は，取得原価主義会計論（収益費用観）の理論的欠陥により生じた（つまり，取得原価主義会計論（収益費用観）には理論的欠陥がある）のかもしれない」といった可能性など，したがって，「その理論的欠陥の是正によって解決される（取得原価主義会計論の理論的拡張によっては解決できない）のかもしれない」という道筋など，まったく想定されていないという点では軌を一にしているのである。「オフバランス取引を含む，金融資産に関する時価評価の問題は，取得原価主義会計論の理論的欠陥に起因しており，したがって，その理論的欠陥を是正することによってのみ解決し得る」と考える筆者の視点からするかぎり，藤井理論も，大きな流れとしては，一般的見方と同工異曲とみてよいであろう。

かくして，オフバランス取引の解決という課題を論じた最終章（第９章）において，藤井は，次のような方針を提示するのである（256～257ページ）。

> 本章は，オフバランス取引のオンバランス化を所与の目的としたうえで（すなわちそのかぎりでの政策的価値判断を所与の前提としたうえで），かかる目的を達成するためには取得原価主義会計における伝統的認識をどのように拡張すればよいか，またかかる目的を達成した場合に取得原価主義会計の認識・測定構造はどのような変容をとげていくことになるかを，純粋理論的に記述したものとして位置づけられるであろう。

こうした藤井理論の立場は，取得原価主義会計論（収益費用観）の妥当性をいわばア・プリオリに前提とし，その取得原価主義会計論（収益費用観）における概念（現金概念）の拡大によって，金融資産の時価評価を含む今日の問題点の解決を企図しているように思われる 。しかしながら，そうした解決方向には，根本的な疑問がある。まず第１に，取得原価主義会計論（収益費用観）の妥当性，および概念拡大の妥当性が，藤井理論によってはまったく論証されていない，という

ことが指摘されなければならない。藤井理論においてなされたことは，極言すれば，取得原価主義会計論（収益費用観）の諸概念の定義，概念拡大の定義だけにすぎない。定義された諸概念，および拡大された諸概念の妥当性をテストするといった試みは，まったく実施されていないのである。このことは，会計学を経験科学とみるかぎり，きわめて奇妙なことと言わなければならない。そこで，藤井理論に即して，その取得原価主義会計論（収益費用観）の枠組の妥当性および概念拡大の妥当性を論証する，ということが本稿の課題のひとつになるのである。結論的には，その妥当性は，反証されていると筆者は考えている。

しかし，そのように取得原価主義会計論（およびその概念拡大）の妥当性に関する論証が藤井理論によって組織的になされていないとすると，それは，偶然のことではなく，理論構築レベルにまで遡る根本的な原因があると思われるのである。つまり，論証を必要としないような理論構築方法に準拠しているのではないか，という疑念である。この点を明らかにするのが，本稿のもうひとつの課題である。結論的には，藤井理論は，結果的にはポパーの言う方法論的本質主義といった考え方に準拠しており，そのために論証意識（理論の仮説意識）が欠如したのではないかと筆者は考えている。

以上のように，取得原価主義会計論（およびその概念の拡大）の妥当性をテストすること，および論証意識（理論の仮説意識）欠如の根因を明らかにすること，の２点が本稿の課題である。そして，そのことは，現代会計理論の最大の問題点であると言っても過言ではない。なぜなら，時価評価の導入を論ずる今日の諸学説のほとんどは，収益費用観から資産負債観への転換にその根拠を求めていると言ってよく，取得原価主義会計論（収益費用観）それ自体の理論的欠陥にまで遡る根源的な議論を，筆者は寡聞にして知らないからである。取得原価主義会計論が，何ら論証されていないにもかかわらず，ア・プリオリに妥当とみなされてしまっているのである。正にこの点に，現代会計理論の問題点が凝縮している筆者は考えている。

以上のような問題意識のもとに，藤井理論の具体的内容を纏めておこう。

(2) 藤井理論の解決方向

藤井は，今日の一般的見方に対しては，きわめて批判的であり，一般的見方とは異なるみずからの解決方向を提示している。ここでは，対象理論，メタ理論（方法論），そしてFASBとの関連の３点に分けて，藤井理論を検討することにする。

(i) 対象理論の側面

まず対象理論の側面であるが，取得原価主義会計論に対しては，オフバランス取引等を巡って，適切なリスク表示がなされていないなどの厳しい批判が展開されているが，それに対して，藤井は，次のように反批判する（８～９ページ，傍点は笠井）。

> しかし，だからと言って（取得原価主義会計論に対する批判それ自体は当然のことではあるにしても――笠井註），「原価主義会計の欠点」のみを言いたて，「現行の［取得原価主義会計の］

枠組みの部分的ないし全面的な見直し」の必要性を声高に主張するだけでは，会計学研究者としての責任ある議論はなしえないように，筆者には思われる。会計学研究者としての責任ある議論をおこなうためには，まず，つぎのような諸問題をこそ，冷静に問うてみる必要があろう。

①取得原価主義会計とは，そもそもどのような会計であるのか。

②取得原価主義会計がきわめて長期にわたって支配的会計実務の枠組みとしての地位を維持し続けてきたのは，そしてまた現在もなお，かかる地位を基本的に維持し続けているのは，一体いかなる理由によるものであるか。

③問題の解決を図るためには，取得原価主義会計のどの部分を，どのように変革することが必要であり，また可能であるか。

④問題の解決を図るために取得原価主義会計のある部分を変革した場合，それによって，当該会計の機能が利害関係者の利害にどのような影響が生じることになるか。

ここでは，①および③に注目しておこう。まず①であるが，そこでは，取得原価主義会計論のいわば本質が，問われているようである。そのことを逆からみれば，次のような主張になろう（9ページ，傍点は笠井）。

わが国の一部には，取得原価主義会計の構造的特徴や制度的強固性を，「原価評価・実現基準」や「保守主義」といった用語によって説明しようとする傾向がみられる。

しかし，そうした用語に依拠した紋切り型の議論をいくら繰り返しても，取得原価主義会計の本質に接近することはできないであろう。

こうした表現からすれば，原価評価・実現基準といった処理規約とは別に，取得原価主義会計の本質なるものが存在し，その本質の究明こそが，会計学の課題であるということになろう。この点，取得原価主義会計という用語は，具体的な処理規約の全体をいわば簡便によぶためのひとつのレッテルにすぎないと筆者は考えている。したがって，取得原価主義会計のいわば実体は，あくまで，原価評価・実現基準といった処理規約にあり，それとは別に，取得原価主義会計の本質があるなどとは考えていない。したがって，この原価評価・実現原則では会計実践の全体を合理的に説明できない，ということを理解しないかぎり，取得原価主義会計論の理論的欠陥，ひいてはその本質に迫ることはできないと筆者は考えている。

次に③であるが，①との文脈で言えば，おそらく，その本質が把握された取得原価主義会計論は，いわば絶対的に妥当であり，したがって，オフバランス取引の問題にしても，部分的な是正はなされなければならないとしても，その取得原価主義会計論の枠組で解決し得る（取得原価主義会計論の概念的拡張によって解決し得る），と考えられているのではないだろうか。藤井のそうした解決の道筋が，ひとつの解決方向（つまり仮説）として想定されているのではなく，立論の当初において，いわば唯一の解決方向として断定されてしまっている点には，くれぐれも留意すべ

きである。

かくして，藤井理論においては，オフバランス取引をオンバランス化する方途としては，「取得原価主義会計における伝統的認識をどのように拡張すればよいのか」を模索する道しか存在しないのである。

（ii）メタ理論の側面

藤井は，社会科学の標準的な研究方法として，モデルの意識的使用と価値判断の排除とを挙げている。もっとも，そのさいに藤井が参照している文献は，社会科学の方法論を論じたものではなく，対象理論を取扱ったものである。したがって，そうした対象理論的説明のプロセスにおいて付随的に述べられているものにすぎないので，筆者には，藤井の言いたいことが，いまひとつ理解できないでいるが，とりあえず紹介しておこう。

まずモデルの意識的使用であるが，モデルというのは，言うまでもなく，社会現象を理解するために，現実を単純化（あるいは純粋化）した概念体系である。藤井が準拠している森嶋通夫著『思想としての近代経済学』（2004年）は，ワルラスの学説紹介のさいに，その経済学方法論にふれ，そのなかで，モデル概念にも言及している。ただし，この文献は，新書なのでもともとコンパクトなうえに，ワルラス学説の対象理論的な説明に主眼があるので，モデル概念についての記述もいたって簡単であり，その内容は，必ずしも明確とは言い難いが，ここでは，モデルの特質として，第１に，（不完全な状態と対比された）完全な状態を記述するものとしての理想型モデルであること，第２に，このモデルは現実から抽出されたこと，そして第３に，或るモデルが不適切な場合には，モデルの修正さらにはモデルの置換（変更）が認められているらしいことの３点を指摘しておこう。

まず第１点であるが，ワルラスは，経済学を純粋理論（純粋経済学），応用経済学（政策学），そして社会経済学（道徳）の３分野に分けるのであるが，モデルというのは，この純粋理論に関連している。言うまでもなく，現実の経済においては，不完全市場が支配しているが，純粋理論においては，完全市場というヴェーバーの意味での理想型概念が仮定されている。つまり，純粋理論というのは，「不完全性を無視して完全な状態において競争を考察すること」（森嶋前掲書35ページ）により本質を明らかにしようとするものであり，そのことは，「純粋力学が摩擦のない機械を仮定するのと同じ」（森嶋前掲書35ページ）なのである。このように，現実の不完全な状態（不完全市場，摩擦のある機械）を抽象化して，完全な状態（完全市場，摩擦のない機械）を仮定した理想型モデルを構築し，そのモデルに基づいて運動法則を導出することに，純粋理論の役割があるわけである。藤井は，こうした純粋理論における理想型モデルを，会計理論に導入しようとしているようである。ワルラスあるいは森嶋においては，（理想型）モデルと現実との関係が，完全と不完全との関係として理解されている点には，くれぐれも留意すべきである。

次に第２の特質であるが，以上のように，理論的モデルは，現実には存在しない完全状態を記述したものであるにはせよ，それが現実から抽象されたものであるいじょう，現実と無関係なわけではない。つまり，「純粋理論は現実を観察し，それに適合するような理論的モデルをつくる」

（森嶋前掲書35ページ，傍点は笠井）のである。つまり，モデルは，当然のことながら，現実の観察によって形成されるのである。

そして第３の特質であるが，そのように現実の観察に基づくいじょう，そのモデルの適否が，問題になり得る。この点については，「経済学者は現実を観察することによって，どのような理想型モデルが適切かを知るのだが，不適切と判定すれば，理想型に修正を加え，モデルを変えなければならない」（森嶋前掲書36ページ）と述べられている。この場合の「修正」「変える」ということの含意が不明なので，はっきりしたことは言えないが，モデルが不適切な場合には，現実にそぐうように，モデルの訂正（さらには取替えないし変更）が認められているようである。

次に価値判断の排除であるが，価値判断は本質的に主観的であるところから，「社会科学の科学性を確保するためには，価値判断と合理的推論を分離し，前者を社会科学から排除しなくてはならない」（16ページ）と藤井は主張するのである。この点を会計の領域と関連づければ，会計の目的が，問題になるが，その点について，藤井は，次のように述べている（17ページ，傍点は笠井）。

> 会計の目的は，会計の測定構造を根底において規定する要因である。しかし，会計の目的を何に求めるかという問題……（中略）……は理論的には一意的に決定しえない問題であり，したがって，当該問題についての判断は基本的に，ここでいう価値判断に属するものとなる。かかる事情から，この問題についての判断をさしあたり留保したうえで，会計の測定構造についての合理的推論を進めていくことが，本書でめざす社会科学としての会計学の課題となるのである。

こうした藤井の主張に対しては，会計目的が会計測定構造の根本的な規定要因であるとすると，会計目的を捨象して，はたして会計測定理論を構築することができるのか，藤井が参照している大塚久雄著『社会科学の方法―ウェーバーとマルクス―』（1966年）の論理からすると，会計目的を価値判断とみなして捨象するという帰結が出てくるのか，さらには，「さしあたり」というのは具体的にどういうことなのか，といった疑問が湧出する。

それはともかく，オフバランス取引をオンバランス化すること，すなわち，収益費用観に資産負債観を取り入れることは，いわば価値判断を伴なうので，科学を論ずるかぎり，そのことを藤井みずからが決断することはできない。そうした決断自体は，政策の問題なので，おそらく会計規制側にまかせなければならない。かくして，「オフバランスのオンバランス化を所与の目的としたうえで（すなわちそのかぎりでの政策的価値判断を所与の前提としたうえで）」（256～257ページ），オンバランス化が可能な方策を見付け出す，というのが藤井の考えのようである。

このことにより，たしかに，藤井自体が価値判断することは回避できたのであろうが，しかし，それで，本当に問題が解決したことになるのであろうか。その点は，はなはだ疑問であり，後に検討しなくてはならない。

（iii）FASB との関連

FASB によって，収益費用観と資産負債観というふたつの会計観が提示され，それに基づいて，世界の大勢が，収益費用観から資産負債観に転換しつつあることは，藤井にとり，所与の事実として議論の外にあるようである。すなわち，その是非は，藤井にとり，おそらく価値判断の問題となってしまうのであろうから，問うことはできず，そうした転換を，藤井は，あくまで外から与えられた前提とみなさざるを得ないわけである。

ただし，藤井によれば，FASB は，必ずしも収益費用観および資産負債観の全体像を描いておらず，したがって，収益費用観から資産負債観への転換の理論的見通しをつけていないのである。具体的にいえば，資産負債観について，FASB は，定義の体系としてはきわめて精緻な体系を構築したが，しかし，測定との関連づけを怠っていると藤井は批判するのである。つまり，測定基準として，歴史的原価，現在原価，現在市場価値，正味実現可能（決済）価値，そして将来キャッシュフローの現在価値の 5 個が提唱されているが，定義とそれらとの関連は，議論されておらず，単なる任意の選択の問題として放置されてしまったと藤井はみているのである。かくして，この定義と測定との切断は，藤井によれば，FASB のアキレス腱なのである。つまり，こうした欠陥のために，「収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の転換を図るにしても，当の資産負債アプローチを個々の会計基準（とりわけ認識・測定にかかわる個々の会計基準）にどのように反映させ，また会計実務において当該アプローチをどのように具体化していくかは，資産負債アプローチの論理構成それ自体からは必ずしも演繹できない」（165ページ）ということを藤井は危惧しているのである。

それに対して，他方の収益費用観については，資産負債観との対比で定義の体系の視点からその功罪が問われてしまっているが，しかし，収益費用観をもって本来的に定義を必要としない体系とみる藤井によれば，そうした批判は，けっして収益費用観の本質を捉えるものではないのである。

FASB によって提起された収益費用観と資産負債観とは，このような状況にあるので，収益費用観および資産負債観は，再構成されなければならない。具体的に言えば，資産負債観には，「資産負債アプローチの核となる測定思考を自己展開させることによって，定義・認識・測定の間の『必然的な結びつき』を純粋理論的に復元すること」（166ページ）が必要であり，その結果として，藤井は A モデルを形成するのである。他方，収益費用観については，定義の不要な体系として，B モデルを形成するのである。

（iv）全体像

以上，みっつの側面から，藤井理論の解決方向をみてきたが，纏めを兼ねて，その全体像をみておこう。まず第 1 のステップとして，藤井は，価値判断排除という視点のもとに計算目的の議論は捨象したまま，定義・認識・測定を一義的に結びつけることによって，FASB の提唱した収益費用観および資産負債観を B モデルおよび A モデルとして再構成する。そのうち B モデルが，ほぼ藤井の想定する取得原価主義会計論に相当するもののようである。そして第 2 のステップと

して，そのようにして構築されたAモデルおよびBモデル（取得原価主義会計論）に基づき，オフバランス取引のオンバランス化の方策が，論じられることになる。つまり，この問題は，本質的には，Aモデルへの転換によって解決され得るのであるが，しかし，「Aモデル的会計測定が実行可能性の点でいちじるしい困難性を内在させている以上，Bモデル的会計測定からAモデル的会計測定に会計実務を全面的に転換するのは（少なくとも近未来的には）不可能といわざるをえない」（152ページ）。そこで，現実的には，「Bモデル的会計測定にAモデル的要素を部分的に取り込むかたちで，その漸進的転換を図るしかあるまい」（152ページ）と藤井は考えるわけである。かくして，「Bモデル的諸特徴から生じる認識・測定上の制約を緩和するべく，何らかのかたちでAモデル的会計測定を指向することが避けてとおれない」（152ページ）のである。後に詳述するが，要するに，藤井のいう取得原価主義会計論にほぼ相当するBモデルにおける現金概念を将来現金収支にまで拡張（あるいは緩和）し，そのことによって，Aモデルにおいて可能になるオフバランス取引のオンバランス化を実質的に達成しようとするのである。

(3) 藤井理論の具体的内容

(i) Aモデル・Bモデルの概要

本稿の課題（のひとつ）は，取得原価主義会計論（収益費用観）の妥当性が論証されていないことを明らかにする点にあるので，収益費用観に相当するBモデルが，当面の問題になる。しかし，藤井理論においても，収益費用観（Bモデル）と資産負債観（Aモデル）とが一対になって説明されているので，ここでも，藤井理論におけるその両者の概念規定を，当面必要なかぎりにおいて概観しておこう。

藤井によれば，Aモデルというのは，資産負債アプローチの核となる測定思考（資産負債の属性とその属性の変動を測定すること）の純粋な自己展開に基づいて構築されたものであるが，具体的には，「実体の経済事象を個別資源の集合体とみなしたうえで，当該集合体を貨幣的測定値に変換しようとする測定モデル」（135ページ）と規定されている。

その計算対象が個別資源であることから，まず，時点的測定であること，および継続的記録が不要な棚卸アプローチであることという特質が指摘されている。しかし，このAモデルにとって重要なのは，資産計上能力および資産評価に関する特質である。まず資産計上能力については，期末決算時点に実在する資源が，すべて資産として計上されることになる。しかし，このことは，法的所有関係の未確定または不明確な資源を資産負債として認識することになるので，その実在性の一意的認識を困難にし，認識対象の拡散をもたらすことが，指摘されている。このため，藤井によれば，何を資産として計上するかは，もっぱら会計人の自由裁量に任せられるため，検証可能性の低い会計情報にならざるをえない，という欠陥が生ずるのである。他方，資産評価に関しては，その評価方式としては，資産の本質（例えば用役可能性）それ自体を直接的に評価することになるので，いわゆる直接評価が想定されていると思われる。また測定基準に関しては，歴史的原価以外の，現在原価，現在市場価値，正味実現可能（決済）価値，そして将来キャッシュフローの現在価値のいずれかが選択されることになるが，それら4個の基準が，便宜的にではあ

るが「時価」と総称されている。その場合，「時価」は，いずれも確定的事実としての現金収支による裏付けを欠いている。そのため，「つねにある種の見積り（仮想的現金収支の見積もり）が必要になる」（140ページ）ところから，ここでも，会計人の自由裁量に依拠せざるを得ないので，信頼性に欠けた会計情報にならざるを得ないと藤井はみている。

次にBモデルであるが，藤井によれば，このBモデルは，「実体の経済事象を個別取引の集合体とみなしたうえで，これを貨幣的測定値に変換するというアプローチ」（141ページ）をとるものと規定されている。そこでは，発生した取引が，そのつど逐次記録されなければならないので，期間的測定性および継続的記録の不可欠性という特質がみられる。しかし，Aモデルと同様に，Bモデルにとり重要なのは，資産計上能力および資産評価にかかわる特質である。この点に関しては，「会計的認識の対象となる取引は，つねに一定の現金収支をともなっている」（142ページ）と断定する。したがって，必ず，現金収支が，取引の一方の要素を構成することになる。しかし，複式簿記を前提にした現行会計実践では，取引は必ず複記されるので，もうひとつの要素が必要になるが，藤井によれば，それは，現金収支の原因事象（財・用役）なのである。例えば或る現金支出に対しては，商品あるいは貸付金がその原因事象（財・用役）を意味し，或る現金収入に対しては，借入金がその原因事象（財・用役）として対応する。かくして，「Bモデルにおける利益測定を実施するためには，継続的会計記録において現金収支（現金の流れ）をその原因事象（財貸・用役の流れ）と対照表示することが，不可欠の前提となる」（145～146ページ）のである。このように現金収支と原因事象（財・用役）との二面的把握こそが，Bモデルの基本的枠組をなしており，したがって，この基本的枠組によって，Bモデルにおける資産計上能力も資産評価も規定されているのである。

まず資産評価であるが，Bモデルにおいては，財・用役は，現金収支と財・用役との二項対立における，対価としての現金収支の額によっていわば間接的に評価されるのである。そのことを逆に言えば，財・用役は，資産負債観のように，財・用役それ自体がもつ経済的便益を直接的に評価するものではないということである。こうした評価方式は，一般に，間接評価とよばれているようである。一般に言う直接評価と間接評価という二項対立は，理論的には妥当とは言えないと筆者は考えているが（この点については，拙著『現代会計論』156ページを参照されたい），当面，この用語法に従っておこう。こうした間接評価は，いわゆる取得原価評価になるのであるが，そこでは，直接評価とは異なり，会計人の裁量は生じない。

次に資産計上能力であるが，Bモデルの基本的枠組が，現金収支と財・用役（原因事象）との二項対立にあるいじょう，財・用役にしても，現金収支の生起に随伴して計上されることになる。したがって，そこでも，会計人の裁量は，働かない。

以上で述べたAモデルおよびBモデルの特質を纏めれれば，次ページの＜図表１＞のようになる。

ここで，Bモデル（取得原価主義会計論）がひとつの自足的な理論体系とみなされていること，および，Bモデル（収益費用観）とAモデル（資産負債観）とが，いわばeither-orの関係にある

＜図表１＞

	Aモデル	Bモデル
計算対象	個別資源の集合	個別取引の集合
評価方式	直接評価	間接評価
評価原則	時価（取得原価以外の総称）	取得原価
資産の計上能力	期末時点で実在する資源	現金収支の裏付けのあるもの
財務諸表作成方式	棚卸アプローチ	継続記録法
利益測定の特質	時点的測定	期間的測定

とみなされていること，という２点にはくれぐれも留意すべきである。すなわち，前者については，Bモデルは，その当時の会計実践を合理的に説明しているとみなされているし，また，後者については,「収益費用観から資産負債観への転換」というFASBの方向あるいは世界的潮流が,ア・プリオリに是認されているのである（つまり，as well asの関係にあるかもしれないという可能性など,当初から想定されていないのである）。

（ⅱ）Bモデルの概念構成――理念的プロセス

以上において，藤井によって定式化されたAモデルおよびBモデルにつき，当面必要な特質を対比的にみてきた。藤井にとり，そもそも会計というのは，おそらくBモデルであり，このBモデルにおける現金概念の拡張によって，今日生じている新しい会計問題に対処しよう，というのが藤井の基本的発想であるように思われる。したがって，Bモデルについて，さらに詳しく検討しなくてはならない。筆者の視点からするかぎり，藤井のBモデルは，いわゆる取得原価主義会計論をア・プリオリに妥当な会計理論とみなして，それを正当化するように構成されているので，きわめてテクニカルで複雑な機構となっている。まず利益測定プロセスに関するBモデルの概念構成は，藤井によれば，理念的プロセスと操作的プロセスとからなっているので，前者をこの（ⅱ）でみることにし，後者は，（ⅲ）において検討する。藤井は，この利益測定プロセスを再構成した情報作成プロセスを想定しているので，その点を（ⅳ）で取り上げる。そのうえで，Bモデルの概念拡張の問題を（ⅴ）でみることにしよう。

藤井によれば，Bモデルの理念的プロセスというのは，現金収支のみの記録に基づいてなされた利益測定プロセスに他ならない。そして，このように，理念的プロセスにおいては,「現金収支それ自体の記録・計算・区分・集計プロセスとして観念されるのは，現金がBモデルの認識・測定……（中略）……にかかわる唯一の実在財だからである」（205ページ，傍点は笠井）と藤井は説明している。ここで，現金が実在財と特質づけられている点には，くれぐれも留意すべきであろう。

それはともかく，この現金収支に基づく理念的プロセスは，藤井により，次ページの＜図表２＞のように描かれている（198ページ）。

現金総収入および現金総支出には，当期の成果に作用しない非成果収入および支出が含まれて

＜図表２＞

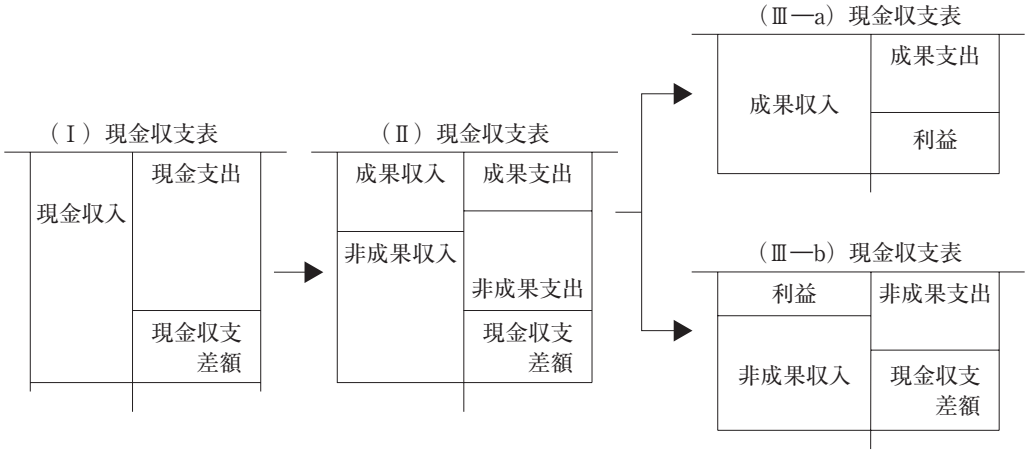

いるので，現金総収入と現金総支出との差額（（Ⅰ）および（Ⅱ）における現金収支差額）は，利益測定の点からは，無意味な数値である。利益測定を行なうためには，言うまでもなく，非成果収支を現金総収支から排除しなければならない。それが，（Ⅲ―a）に他ならず，ここにおいて，利益が測定されるのである。

上の図表においては，損益計算書に相当する（Ⅲ―a）と貸借対照表に相当する（Ⅲ―b）とが，利益を結節点として結び付けられている点に留意すべきである。すなわち，そこでは，（Ⅲ―a）と（Ⅲ―b）との関係は，期間計算における損益計算書と貸借対照表との関係とまったく同じものとみなされている。そのかぎりで，この理念的プロセスは，現実の期間計算（すなわち操作的プロセス）の原型として描かれているわけである。

それはともかく，現金収支それ自体には，成果作用性の有無を識別する能力が欠如している。それを識別できるのは，現金収支を発生させた原因の側なのである。かくして，会計では，現金収支とその原因事象（財・用役）との貸借複記が，不可欠となるのである。これが，複式簿記を用いた操作的プロセスに他ならない。

（ⅲ）B モデルの概念構成――操作的プロセス

複式簿記を用いたこの操作的プロセスにおいては，現金収支の原因事象が導入されるので，取引は，［現金収入××，原因事象××］あるいは［原因事象××，現金支出××］のいずれかで，つまり，必ず現金収支と原因事象（財・用役）との二項対立として把握される。この二項対立による取引の把握こそが，B モデルの基本的枠組なのである。したがって，この基本的枠組が喪失すれば，このモデルは，B モデルとは言えなくなってしまうはずなのである。この点には，くれぐれも留意すべきである。

現金収支の原因事象（財･用役）が導入された経緯からして，成果作用性の有無は，原因事象（財･用役）によって識別されるはずである。したがって，B モデルにおける利益測定の操作的プロセ

＜図表３＞

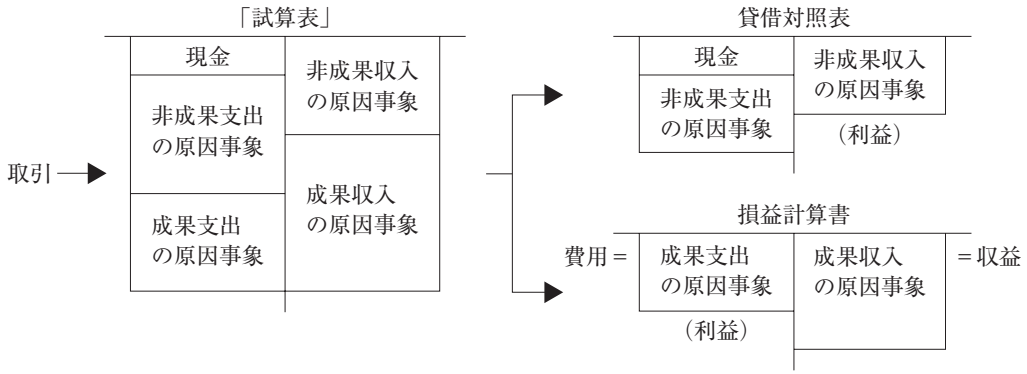

スは，＜図表３＞のような構造になると思われる 。

この図表において，先に示唆したように，実在財とみなされているのは現金だけである点には，くれぐれも留意すべきである。つまり，現金以外の財・用役というのは，貸借複記によって技術的人為的に創り出された事象にすぎないのである。しかし，なぜ現金だけが実在財であると断定できるのであろうか。そのように決め付けることの理論的根拠は，何なのであろうか。逆に言えば，現金以外の財・用役は，どうして現金と同じ意味での実在財ではないのであろうか。その理論的根拠は，何なのであろうか。その点についての合理的な説明が一切ないので，筆者は，困惑するばかりである。企業の利潤産出活動という視点（意味論的視点）からは，現金も財・用役も，利潤産出への具体的な役立ちこそ異なっているが，共に利潤産出に貢献している点では，同じ立場にある。そのかぎりで，共に実在財と考えられるのである。

それはともかく，ここでは，藤井の論理をさらに辿らなくてはならない。上記のような現金収支と原因事象との二項対立という基本的枠組が機能し得るとしたら，現金決済のみが許容されるような経済状況を想定しなければならないであろう。したがって，信用経済が展開するやいなや，直ちに，Ｂモデルの拡張が不可避になるのである。ここでは，その拡張を具体的に辿っておこう。

まず取得原価80の商品を現金100で販売したという取引を考えてみよう。ここでは，とりあえず，［（借）現金100，（貸）商品80，販売益20］という仕訳を想定しておけば，信用経済の展開により，掛売りが一般的慣行になった場合には，［（借）売掛金100，（貸）商品80，販売益20］という仕訳になるが，ここで，売掛金の位置づけが問われることになる。その点，藤井は，これを実現概念の問題として捉え，現金概念の拡大により，現金等価物という概念を形成し，売掛金を現金と同一のカテゴリーとみなすのである。この結果，原因事象（財・用役）に対立するものとして，現金ではなく，現金および現金等価物が対峙させられることになる。

この現金等価物という概念について，藤井は，次のように説明している（156ページ（註17））。

ここでは，「現金等価物」（cash equivalent）という用語を，財貨・用役の対価として授受

される現金以外の支払手段（典型的には売掛金および買掛金）をさす用語として用いている。しかし，何をもって現金等価物とするかによって，現金収支の総和が変わってくる。そして，現金収支の総和が変われば，多くの場合，利益の金額もその影響を受けることになる。この問題は，いわゆる実現概念をめぐる伝統的議論に収斂する問題といえるであろう。

以上のように，藤井は，売掛金をもって，当然のことのように，原因事象に対立する概念（現金等価物）として，現金と類似のカテゴリーに属するものとみなしてしまったのである。推測すれば，現金と原因事象（財・用役）との二項対立を基本的枠組とみなしてしまったいじょう，そして，売掛金の相手項目が商品つまり原因事象（財・用役）であるいじょう，売掛金は，どうしても現金に類したものでなければならなかったのであろう。そのかぎりで，売掛金を現金等価物とせざるを得なかった必要性は，よく理解できるのである。しかし，理論において問題にしなければならないのは，可能性の論理のはずである。

要するに，相手項目が共に商品だからということで，売掛金もまた，いわば一方的に現金と同じカテゴリーとみなされ，現金等価物という概念に押し込められてしまったのであるが，そこでは，売掛金の経済的性質とは何なのか，という問い掛けは一切ない。つまり，売掛金はどのような経済的性質を荷なっているのか（どのような利潤産出活動を遂行しているのか），という点を観察する意味論的視点など，まったく存在しない。もっぱら基本的枠組を成り立たせるためのいわば技術的手段として現金等価物とされた，ということである。

しかしながら，売掛金が現金とは別の資産カテゴリーであっては，なぜいけないのであろうか。それが，藤井の想定する取得原価主義会計の基本的枠組の立場，あるいは実現概念の立場からは都合の悪いものであっても，売掛金は，その経済的性質（つまり利潤産出の在り方）の視点から，概念構成されるべきなのではないだろうか。利益というものが企業の経済活動から生ずるものであるいじょう，少なくとも，ひとつの仮説として，そうした理解も成り立つはずである。そうであれば，そうした仮説と藤井の理解とのいずれが，会計実践を合理的に説明しているか，ということが問われなければならない理である。そうした論証を待って，どちらの理解（仮説）が妥当なのかが，暫定的に定まるのではないだろうか。そうした筆者の視点からすると，藤井の主張は，あまりに独断的であると言わざる得ない。あるいは，基本的枠組にしても，その妥当性が論証されなければならないと考える筆者の視点からすれば，売掛金が現金等価物であることによって初めて，その基本的枠組の妥当性が判明するのである。そのかぎりで，藤井の議論は，倒錯しているということになる。

それはともかく，藤井は，以上のように，実現概念の説明に従属させる形で，売掛金を現金等価物と規定した。かくして，B モデルの基本的枠組は，現金と原因事象（財・用役）との二項対立ではなく，現金・現金等価物と原因事象（財・用役）との二項対立にいわば変質したのである。しかし，この段階では，とにもかくにも，二項対立が存在している点には，留意すべきである。

ところで，伝統的会計実践には，いわゆる見越項目（未収利息・未払利息等）が認められてい

るが，この項目は，上記のＢモデルには含まれていない。したがって，「Ｂモデルにもとづく会計測定と伝統的会計実務は，この点で１つの大きな相違を見せている」（158ページ（註24））のである。そこで，Ｂモデルと伝統的会計実践との相違は，何に由来しているのかが問われなければならないが，その点，藤井は，次のように述べている（157ページ（註22），傍点は笠井）。

> 図５・２の貸借対照表（Ｂモデルとみてよい――笠井註）がいわゆる見越項目（未収収益，未払費用，引当金など）を含まない点に留意しておく必要があろう。これは，Ｂモデルが，過去現金収支をともなう取引のみを認識・測定するモデルとして構築されたことの必然的な結果である。しかし，現金概念（より正確には現金等価物概念）を将来現金にまで拡張することによって，見越項目をＢモデルの認識対象に取り込むことが可能となる。したがって，この点に関連して付言しておけば，見越項目の認識を毎期継続的に実施している伝統的会計実務は，将来現金収支をともなうある種の取引をすでにその認識対象に取り込んでいるということである。

こうした藤井の主張からするかぎり，売掛金・買掛金を含む現金・現金等価物は，過去現金収支を伴なう（逆に言えば，将来現金収支を伴なうものではない）という特質を帯びていることになる。それに対して，［未収利息××，受取利息××］における未収利息は，将来現金収支と理解されているわけである。したがって，現金・現金等価物を含むＢモデルは，「確定的事実としての取引から生じる現金収支が機械的に記録される」（149ページ，傍点は笠井）ものであるいじょう，過去現金収支しか計上できず，将来現金収支たる未収利息は，ついに含み得ないということであろう。ただし，売掛金が本当に過去現金収支であるということは，格別に論証されているわけではないので，別途，検討されなくてはならない。

それはともかく，それでは，将来現金収支を伴なうものとしての見越項目を含んだ，伝統的会計実践の現金収支概念（つまり現金・現金等価物および見越項目）に共通した特質は，どのように理解されるべきなのだろうか。その点につき，藤井は，取得原価主義会計のもとで重要なことは，「企業経営者の期待と当該期待に関する責任の大きさが，取引にともなう現金収支にもとづいて一意的に価格づけられ，しかも当該価格づけをつうじて，企業経営者の期待と当該期待に関する責任の大きさが，『取り消すことのできない』金額として確定されている」（264ページ）点にあることを指摘したうえで，次のように述べている（264ページ，傍点は笠井）。

> これ（上記の取得原価主義会計のもとで重要なこと――笠井註）は，２次認識（いわゆる決算修正仕訳のこと――笠井註）における見越項目の計上処理についても同様に指摘しうることである。２次認識において見越項目（すなわち未収項目または未払項目）として認識される取引はいずれも，金額が一意的に確定した将来現金収支をともなっており，当該見越項目の計上によって表明される企業経営者の期待と当該期待に関する責任の大きさは，当該将来現金収支にもとづいて一意的に価格づけられ，基本的に『取り消すことのできない』金額として

確定されているのである。

つまり，取得原価主義会計のもとでの認識はつねに，一意的に確定された現金収支に基礎づけられているのである。

以上のように，現金・現金等価物に見越項目を加えたモデルは，現金収支の現実の出入りではなく，「現金収支の金額が一意的に確定しているという点で共通している」(265ページ）と藤井は主張するのである。そして，こうした測定モデルは，藤井によれば，「B モデルに較べると，見越項目の認識･測定を含む点で，現行会計実践により近似したものとなっている」(284ページ（註10)）のである。

以上を纏めれば，次のようになろう。

＜図表４＞

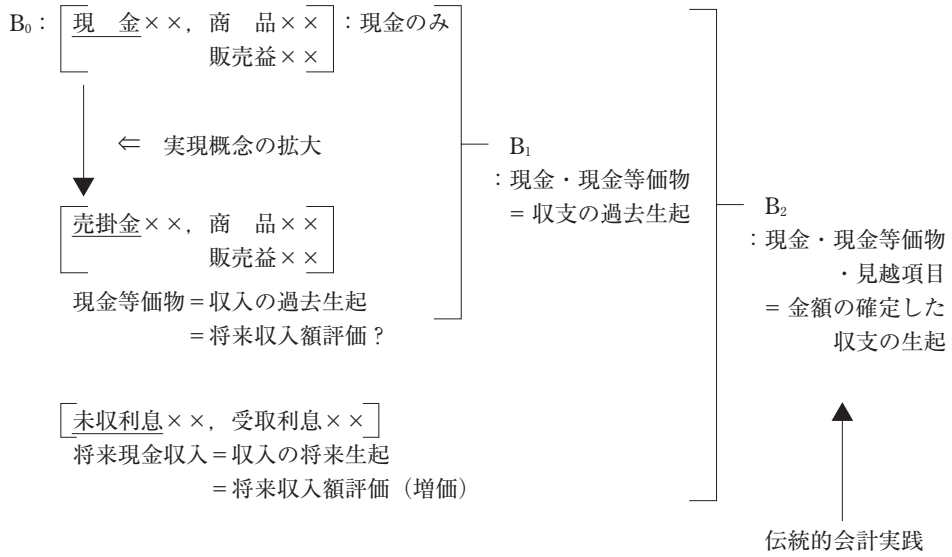

B モデル概念は，その収支概念の相違により，実は，けっして一筋縄ではない。ここでは，上記の３類型を識別しておこう。すなわち，B_0は，現金だけが存在しているのに対して，B_1では，売掛金が含まれているが，藤井理論においては，これは，どうやら，将来現金収入ではなく，現金と同じカテゴリーに属しているので，その獲得は，現金の受領と同じく，収入の現在の生起（つまり過去の生起）とみなされている（ただし，その評価は，おそらく割引現在価値の差額としての増価（アキュムレーション法の増価）になると思われる)。したがって，B_1は，収支の過去生起という点に，その特質があるということになろう。それに対して，未収利息に至って初めて，「将来現金収入」性が認められ，B_1の現金・現金等価物に関する収支の過去生起とは異なる，収支の将来生起というカテゴリーが，登場する（ただし，その評価は，アキュムレーション法の増価という収入額評価になると思われる)。したがって，収支の過去生起項目のみならず，収支の将来生起項目をも含んだものを，ここではB_2とよんでおこう。藤井の用語法では，これは，B モデル（B_0・B_1）

とは区別されているようであるが，ここでは，B_1とある種の類似性があるとみておこう。このB_2は，B_1の収支の過去生起という特質を放棄せざるを得ないが，藤井によれば，金額が一意的に確定した収支の生起という点に，その特質が見出せるのである。

利益測定に関して，わざわざ，現金そのものの出入りを不可欠とする理念的プロセスを想定したいじょう，現金と原因事象（財・用役）との二項対立こそが正に基本的枠組であると考えれば，B_0こそが，本来のＢモデルであると理解しなければならないであろう。しかるに，実現概念の拡大を通して，現金と原因事象（財・用役）との二項対立という基本的枠組にまったく抵触することなく，現金概念を現金・現金等価物概念へと拡大できると藤井はみているようである。その結果，藤井においては，このB_1のほうが，Ｂモデルの典型とみなされているようである。他方，このB_1に見越項目を加えたB_2が，伝統的会計実践つまり取得原価主義会計にほぼ相当すると考えられており，かつ藤井によれば，これは，Ｂモデル（B_1）とは異なった類型とみなされているようである。B_1とB_2とに（つまり，端的に言えば，売掛金と未収利息とに），本質的にみてどれほどの相違があるのか，問題なしとしないが，この点は，後に詳しく検討することにしよう。

（iv）Ｂモデルの情報作成プロセス

会計という測定機構は，一般に，企業の経済活動（あるいは経済事象）という本体を勘定と数値とによって写像した写体関係と理解されているが，藤井によれば，ふたつの写像関係として階層化されており，きわめて煩雑なものになっている。藤井は，これを情報作成プロセスとよんでいるが，それを簡略化して示せば，次の（イ）のようになる（藤井［1997］207ページの図７・４）。すなわち，藤井によれば，「会計情報Ｚ（たとえば資産）は，本体関係Ｘ（たとえば「将来の経済的便益」と称されるもの）をナイーブに表現しているのでは決してな」（209ページ）く，「個別取引（現実の経済事象）」は，ひとまず「現金収支」として記録・計算され，次いで複式簿記システムのもとでは，さらに，その「現金収支」について，原因事象が写像される，ということのようである。

ただし，この情報作成プロセスと（ⅱ）（ⅲ）で述べた利益測定プロセスとの関係は，必ずしも明らかではないが，それを推察して示したのが，（ロ）である。もちろん，こうした複雑なシステムをひとつの仮説として想定することは，論者の任意であるが，しかし，それを仮説とみるならば，その妥当性について，何らかの論証が不可欠であるが，こうした定義がなされているだけで，格別に，論証という営みが，なされているわけではない。

＜図表５＞

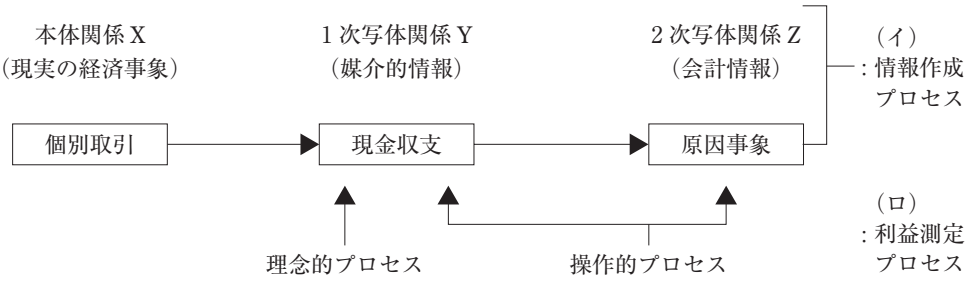

こうした藤井の理解については，筆者は根本的に疑問をもっているが，それは後に詳述するとして，当面，次の２点を指摘しておきたい。まず第１に，現金収支が取引の写体として，またその現金収支の写体として原因事象が理解されているいじょう，現金収支は対象記号（ものに関することば），原因事象は現金収支という対象記号の記号，すなわちメタ記号（現金収支ということばに関することば）といった階層関係が想定されているとも理解できよう。

そして第２は，利益測定プロセスを構成する理念的プロセスと操作的プロセスとの関係は，理念と操作という用語からするかぎり，前者は，数値とは無関係な概念の世界であり，それが，後者の全面的に数値化された操作的世界に写像されたかのような印象を受けてしまうが，けっして，そうではないことである。というのは，操作的プロセスに，理念的プロセス（１次写体関係）にかかわる現金収支もまた，不可欠の要素として登場しているからである。したがって，操作的プロセスは，２次的本体写体関係における写体としての原因事象のみならず，２次的本体写体関係における本体たる現金収支をも含んでいるのである。現金収支と原因事象とを２次的本体写体関係における本体と写体との関係と規定しておきながら，その両者を操作的プロセスにおいて混在させていることは，筆者には理解し難い。

（ｖ）Ｂモデルの拡張

以上において，藤井の言うＢモデルを概観したので，次に，そのＢモデルの拡張によるオフバランス問題の解決について，藤井の考え方をみておこう。いわゆるオフバランス取引のオンバランス化を達成するために，藤井は，「Ｂモデル的会計測定にＡモデル的要素を部分的に取り込む」（152ページ）ことを企図し，現金概念をさらに拡張するのであるが，その拡張の原型は，未収利息の認識にあるようである。そのことは，次のような藤井の主張から明らかであろう（260ページ，傍点は笠井）。

> 見越項目の計上処理は，１次認識（期中仕訳のこと――笠井註）を経由しない，２次認識（決算修正仕訳のこと――笠井註）のみによる認識を意味している。２次認識の拡張の可能性は，より具体的には，かかる修正認識を認識拡張に援用しうる可能性として検討されなくてはならないであろう。

具体的には，藤井は，ファイナンス・リースおよびオプションの事例により，どのような意味での現金概念の拡張があり，そのためには，どのような要件が必要とされるかを検討している。まずファイナンス・リースであるが，リース資産およびリース負債をオンバランス化するためには，将来のリース料および利子率が確定しなければならない。しかし，そのうち後者の利子率は一般に確定していないので，「一種の『仮想取引』（contemplated transaction）にもとづいて決定される仮想的利子率」（271ページ）が導入されなければならない。これが，追加借入利子率といわれるものであるが，この仮想的利子率を用いることによって，リース負債の計上が可能になる。かくして，リース負債を認識するための条件について，藤井は，次のように規定するのである（271

ページ，傍点は笠井）。

> 取得原価主義会計における伝統的な認識は基本的に『実際取引』（actual transaction）にもとづいており，当該各取引にともなう現金収支の金額はすべて，実際になされた（あるいは近い将来において実際になされるであろう）現金の支払い・受け取りにもとづいて一意的に決定される。取引にともなう現金収支の金額決定に関するこうした伝統的制約を緩和し，現金概念を，以上にみるような仮想的要素を加味した将来現金支出にまで拡張することが，リースを認識するための条件となるである。

そこでは，リース認識の条件として，リース債務の「将来現金支出」性が指摘されている。リース取引を金融取引とみることにより，リース債務が発生するので，それは，将来現金支出だということのようである。しかし，同じく金融上の債務である借入金は，藤井の論理によれば，将来現金支出ではないので（現在の現金収入の原因なので），金融取引だからと言って，リース債務を将来現金支出とみなしてしまうことは，いささか独断にすぎよう。しかし，そのことは，ここでは度外視するとして，要するに，リース債務は，現金概念を，（仮想的要素を加味した）将来の現金支出にまで拡張することによってオンバランス化されると藤井は主張するのである。

もっとも，こうした将来現金支出としてのリース債務について，単なる現金支出の拡張形態という解釈と，リース債務の経済的性質という解釈とのふたつの見解があると藤井はみているようである。そして，後者の解釈についてのみ，直接評価がなされていると理解し，こうした認識拡張だけを,「現行会計実務にAモデル的会計測定を（部分的にではあれ）導入するものとなる」(273ページ）と藤井は主張するのである。したがって，前者の解釈の場合には，直接評価の導入ではなく，収益費用アプローチ（Bモデル）の資産負債アプローチ（Aモデル）への転換には該当しないということになる。そこでは，将来現金支出ということが，直接評価の採用つまりAモデル的会計測定の導入になる，というようには理解されていないので，その点は，後に問題としなければならない。

それはともかく，リース負債に関する追加認識についっては，このように，藤井はふたつの解釈があるとみるので,「リースの認識は，収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の転換を不可欠の条件とするか否かを一概には判定しえない, 中間的性格の認識拡張事例」(273ページ）として位置づけられている。

次にオプションであるが，コールオプションの買建て時には，オプション価格に相当する現金支出があるので，そのかぎりで，入帳仕訳［オプション契約××，現金××］はBモデルの基本的枠組で説明できるが，問題は，期末において，オプションを時価で評価した場合の［オプション契約××，オプション利得××］（時価が高騰した場合）という仕訳の根拠である。オプションのこうした時価評価について，藤井は,「オプションの『直接評価』（direct valuation）が必要不可欠の手続き」(276ページ）とみている。つまり，BモデルからAモデルへの転換，あるいは

B モデルへの A モデルの部分的取込みが必要になるのであるが，オプションの直接評価とは，その期待将来現金収入を現在価値に割り引くことであるから，「期待将来現金収入の現在価値にまで現金概念を拡充したうえで，測定属性を過去現金支出（すなわち取得原価）から期待将来現金収入の現在価値に転換することが，オプションを会計的に認識するための第 1 の条件となるのである」（276ページ，傍点および下線は笠井）と述べている。つまり，そこでは，①収支の，過去生起から将来生起への転換，および②支出額評価から収入額（売却時価）評価への転換が，条件となっているのである。

そして第 2 の条件として，「取引の背後にある企業経営者の期待と当該期待に関する責任の大きさの一意的な価格づけという伝統的な取引概念の制約を緩和すること」（277ページ）が指摘されている。この表現には，いろいろの意味が含まれているようであるが，ここでは，評価の側面に限定すると，要するに時価変動にさらされるわけであるから，責任額の大きさが確定できない，ということであろう。したがって，ここでは，③収支額の不確定性として特質づけておこう。

このように，オプション資産の特質としては，①収支の将来生起性，および②収入額（売却時価）評価性，そして③収支額の不確定性の 3 点に纏められるが，このうち①については，未収利息についても認められているようなので，②・③が，オプション契約固有の条件，ひいては資産負債

＜図表 6＞

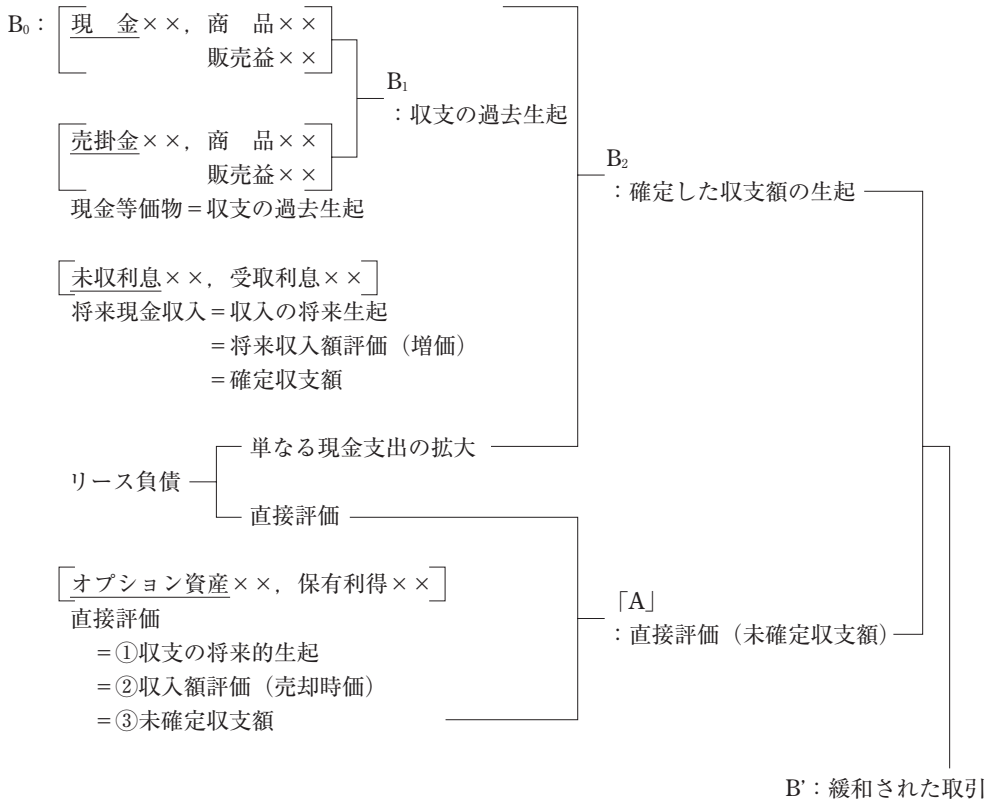

観への転換に固有の条件とみてよいのではないだろうか（ただし，未収利息も②収入額という特質を保持しているが，その具体的内容が売却時価ではない（結果的には，増価）という点で異なっている）。そして，どうやら，これが，直接評価ということのようである。

取得原価主義会計の枠内における現金概念の拡大については，すでに，図表4に纏めておいたが，それを含めて，藤井理論における収支概念の拡大を纏めれば，前ページの＜図表6＞のようになろう。

売掛金は，藤井理論においては，現金等価物と定義されたので，現金そのものと同じカテゴリーと解釈されているようである。つまり，B_0とB_1とには，本質的な相違はなく，共に，「収支の過去生起」という特質を帯びているわけである。しかし，未収利息の場合は，収支が過去生起ではなく将来生起になったので，藤井理論においては，ここから，実質的な拡大が始まったといってよいであろう。ただし，この段階では，収支が将来時点で生起するとしても，その金額は確定しているので，収支額の一意的確定という共通性は，具えている。藤井は，どうやら，この点に，取得原価主義会計論の特質を求めているようである。

しかし，これが，オプション資産に至ると，そこでは，直接評価がなされ，支出額（取得原価）評価が収入額（売却時価）評価になってもなお，B モデルへの取り込みとみなされているのである。このような収入額（売却時価）評価になってもなお，B モデルの枠組での説明とみなせるのであろうか。そこでは，直接評価の条件が規定され，かつその条件を充たしているものが現金と定義されているだけである。しかし，直接評価そのものは，あくまで A モデルの枠組であるから，取引の要件としてそうした条件を是認することが，B モデルの枠組で説明したということにはならないのではないだろうか。それとも，藤井理論では，そのように定義をしさえすれば，オプション資産は，一も二もなく，現金となってしまうのであろうか。しかしながら，定義するだけで，オプション資産の経済的性質が変わってしまうというのも，奇妙なことではある。

藤井のこうした主張は，筆者には理解し難いが，それは，後に検討することにしよう。